

2019年度第 4回「地域の姿と課題 I」

テーマ「指定廃棄物の行方」

2019.6.27

宇都宮大学 陽東キャンパス11号館 1階 AL教室

指定廃棄物処分場対策班

① 塩谷町の紹介

塩谷町の面積は176.06 k m²で、約65%が山林原野、東西18km、南北21kmの三角形をなし、栃木県全面積の約2.76%にあたる。

交通は東北自動車矢板IC・上河内SICから約5km、町の中央を東西に国道461号、南北に主要地方道藤原宇都宮線（県道63号）が交差して、東に矢板市・大田原市、西に鬼怒川温泉・日光の観光地、南に宇都宮市、北に塩原温泉・那須温泉の観光地をひかえており、県北の交通の要所となっている。

町の北部は、日光国立公園の一部で活火山の高原山（たかはらさん・たかはらやま）で、林産資源に富み、河川はいずれも一級河川である荒川（東側）と鬼怒川（西側）が町の両側を囲みながら南流し、中部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

土地の最も高いところは、町の最北端高原地区にある釈迦ヶ岳（高原山の最高峰）の海拔1794.9mで、最も低いところは、肘内地区の海拔181mである。

指定廃棄物最終処分場
詳細調査候補地



宇都宮大学

町章



シンボルキャラクター
ゆりぴー



よくキノコと間違われ
るけど『やまゆり』の
妖精!!

町花
やまゆり



町鳥
やませみ



町木
ひのき



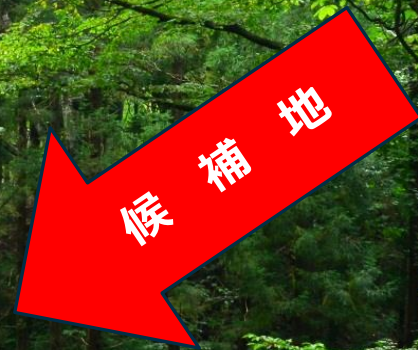
② これまでの経緯

2014（平成26年）年7月30日 午前10時

井上環境副大臣（当時）が突然!! 塩谷町を訪問。塩谷町上寺島の寺島入国有林の一部を指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として選定した事を 一方的 に告げられた。⇒正に青天の霹靂

この日を境として塩谷町を取り巻く状況は一変。

東京から多くの報道陣が詰めかけ、山沿いの田舎町にヘリコプターが飛び交い、町始まって以来の騒ぎ。くしくもそれが塩谷町が誕生してから50年を迎える記念すべき年であったことは偶然か。町民の心の中に深くいつまでも残る出来事となった。



正面の川の向こう側が候補地



候補地

候補地のすぐ隣を西荒川の清流が流れています

町民は即、詳細調査候補地選定結果の『**白紙撤回**』を求め行動開始。

町の至る所にその姿勢が示された看板が設置された。

それらの力が『**塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会**』という形になり、現在も白紙撤回に向けた住民運動を行っている。

町長も町民の動きを受けて、『**塩谷町の自然を守るためには建設反対**』『**詳細調査断固反対**』という態度を表明。塩谷町の自然を守り、子々孫々の代まで自然豊かで、自然と共生する塩谷町であるように、**町民一丸**となって運動を行っている。



反対同盟会の集会の様子



宇都宮市での1,000人デモの様子



『いんね』は『いない』の意味です



個性豊かな看板がたくさんあります

③ 塩谷町民が反対するわけは？

理由は簡単です。**候補地の選定手法がずさんすぎる**から!!

環境副大臣が塩谷町に来庁した際、塩谷町の命とも言える『尚仁沢湧水』の存在を知らなかった。**⇒塩谷町のことを何も知らなかった。**

そして、随行している環境省の役員も全く知らなかった。**⇒知らないふりか？**

候補地が塩谷町随一の観光資源『尚仁沢湧水』に近い場所にあり、風評被害等も懸念されることなど考慮せずに選定していた。（実際に風評は実害となった。）

事前にスクリーニングをきちんと行い、精査していたのであれば、全国名水百選の清らかな水のイメージを壊してしまう、地域経済の損失も理解していたはず

しかも、**候補地は1回目の選定時に河川に隣接しており評価の低かった場所**であったにもかかわらず、2回目の選定では適正な場所になってしまった。**なぜ？**

普通河川におけるハザードを全く無視している。自分たちが作り上げた都合の良いデータで点数付けをしている。（国・県は普通河川のデータを保有していないはず。**管理者である町や関係者へのヒアリングが一切行われていない。**）





「名水百選」認定書

名水の名稱 尚仁沢湧水

所在地 栃木県塩谷郡塩谷町

右は水環境の保全状況が極めて

優良であるためここに「名水百選」

の一つとして認定します

昭和六十年七月二十日

環境庁水質保全局長 佐竹五六



○ 評価の検証（第1回目の選定時）

第1回目の選定では矢板市の候補地が選定された。その場所は森林の奥地であり人目を避けるような場所であった。この選定については、政権交代と共に選定方法が「市町村との意思疎通が不足していた」として、候補地選定を一時取り下げ選定プロセスを見直すこととした。

第1回目の時の塩谷町の候補地の評価は、

- ・ 鳥獣保護区に該当し地域指定条件で**低評価**
- ・ 河川と崖地に近く自然的条件で**低評価**
- ・ 保安林に指定されている（森林として保安されている場所であり好ましくない）
- ・ 既存集落への影響（500メートル超 1キロメートル以内）
- ・ 指定廃棄物の保管量**ゼロ**（塩谷町で保管している指定廃棄物是他市町で発生したもの）

○ **現地踏査の調査地に選定されたが、候補地には選定されず**

表 4.1(2) 候補地毎の評価結果

候補地諸元		候補地名	i-1		i-2		i-3		i-4		
		所在市町名	塩谷町		塩谷町		塩谷町		塩谷町		
分類	評価項目	評価基準	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
地域指定条件	自然公園地域	普通地域該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	自然環境保全地域	普通地区該当の有無	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	
	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	該当なし	2	該当する	0	該当する	0	該当する	0	
	保安林	指定の有無	指定されている	1	指定なし	2	指定されている	1	指定されている	1	
自然的条件	希少動植物の生息等		希少動植物の存在がある、記録がある(植生自然度区分基準の9,10に該当)	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2	該当なし	2
	地形・地質	地質	地質の軟弱性	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1	軟弱な地質でない	1
		河川	河川までの距離	55m以上	2	30m未満	0	30m未満	0	30m未満	0
		崖地	崖地までの距離	50m超	2	50m超	2	50m以下(河川沿い崖)*	0	50m以下(河川沿い崖)*	0

表 4.1 (2) 候補地毎の評価結果

候補地諸元		候補地名	i-1		i-2		i-3		i-4	
		所在市町名	塩谷町		塩谷町		塩谷町		塩谷町	
社会的条件	水道水源への影響	水道水源からの距離	1km超	4	1km超	4	1km超	4	1km超	4
	公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	1km超	4	500m以内 (町営放牧場)*	0	1km超	4	1km超	4
	既存集落への影響	既存集落からの距離	500m超 1km以内	2	500m以内	0	500m超 1km以内	2	1km超	4
	農業への影響	農用地区域からの距離	500m以内	0	500m以内	0	1km超	4	1km超	4
	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	存在しない	2	存在しない	2	存在しない	2	存在しない	2
	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	面している	2	面している	2	面している	2	面している	2
	国有林の権利関係	分収林の有無	ない	2	あり (貸地)*	0	ない	2	ない	2
	指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	なし	0	なし	0	なし	0	なし	0
合計			30		19		28		30	

表 4.1 (2) 候補地毎の評価結果

候補地諸元	候補地名	i-1	i-2	i-3	i-4
	所在市町名	塩谷町	塩谷町	塩谷町	塩谷町
評価点に関する概要		<ul style="list-style-type: none"> ・評価点は30点を示す ・候補地は河川と崖地から離れており、自然的条件で高評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点は19点を示す ・河川に近く自然的条件で劣るほか、候補地内に町営放牧場を含んでおり権利関係並びに公共施設、既存集落、農用地を含むことから社会的条件で低評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点は28点を示す ・鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価 ・河川と崖地に近く自然的条件で低評価 ・水道水源、公共施設、農用地から離れており、社会的条件で高評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点は30点を示す ・鳥獣保護区に該当し地域指定条件で低評価 ・河川と崖地に近く自然的条件で低評価 ・水道水源、公共施設、既存集落、農用地から離れており、社会的条件で高評価
	現地確認による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・幾筋かの沢が流下して候補地内を分断しており最小必要面積3haの確保は困難 ・湧水点も確認され、周囲は凹地形の湿地をかたちづくり、これを起点として沢が流下している ・湧水量は豊富で地下水位は高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認の結果、町営放牧場が含まれることが明確に確認されたところであり施設整備は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地は林道と谷の間に位置する段丘面となっており、最小必要面積3haを確保できる連続した平坦面である 	<ul style="list-style-type: none"> ・2本の河川に挟まれた急崖地形をなし、地図での地形勾配より起伏が激しく急で、最小必要面積3ha以上の連続した緩斜面を確保できず、施設整備は困難
現地踏査対象候補地		×	×	○	×

○ 評価の検証（第2回目の選定時）

第2回目の選定では塩谷町の候補地が選定された。その場所も森林の奥地にあり人目を避けるような場所であった。この選定においては、前回の「市町村との意思疎通が不足していた」事を修正するために**市町村長会議を開催し協議を行った。確かに首長への説明は行ったが、国・県から町民に対しての直接的な説明は一切なかった。**

第2回目の時の塩谷町の候補地の評価は、

① 生活空間との近接状況（1キロメートル超 2キロメートル以内）

※第1回目の選定時は（500メートル超 1キロメートル以内）だったのになぜ？

② 水源との近接状況（2キロメートル超4キロメートル以内）

※第1回目の選定時は（河川に近く自然条件で低評価）だったのになぜ？河川は水源ではないのか？

③ 自然度（すべての候補地が同一評価）

④ 指定廃棄物の保管量（10トン以上100トン未満）塩谷町の保管量は22.8トン

※第1回目の選定時は保管量が0トンだったが、その後、栃木県の指導の下に、指定廃棄物が置かれている市町で処理の補助手続きを進めたため、塩谷町の22.8トンが保管量としてカウントされた。

2回目の候補地選定では①から④までの4項目しか検討されなかった。

総合評価結果

- ①生活空間との近接状況
- ②水源との近接状況
- ③自然度
- ④指定廃棄物の保管状況

候補地番号	所在地	種別	①生活空間との近接状況(m)		②水源との近接状況(m)		③自然度	④指定廃棄物の保管状況		合計	
			5: 4,000m超 4: 2,000m超 4,000m以下 3: 1,000m超 2,000m以下 2: 500m超 1,000m以下 1: 500m以下		5: 4,000m超 4: 2,000m超 4,000m以下 3: 1,000m超 2,000m以下 2: 500m超 1,000m以下 1: 500m以下			5: 植生自然度3以下 4: 植生自然度4.5 3: 植生自然度5 2: 植生自然度7.8 1: 植生自然度9.10	2.5: 4桁(1,000t以上) 2: 3桁(100t以上1,000t未満) 1.5: 2桁(10t以上100t未満) 1: 1桁(0t以上10t未満) 0.5: 0桁(0t)		
1	ナガイ ヤイデン 長井(矢板市)	県有地	500m以下	1	500m超 1,000m以下	2	6	3	3桁	2	8.0
2	オオイシケボ ヤイデン 大石久保(矢板市)	国有地	500m超 1,000m以下	2	1,000m超 2,000m以下	3	6	3	3桁	2	10.0
3	シヤクダケ シヤヤマダ 釈迦ヶ岳(塩谷町)	国有地	500m超 1,000m以下	2	2,000m超 4,000m以下	4	6	3	2桁	1.5	10.5
4	カサフシマ シヤヤマダ 上寺島(塩谷町)	県有地	500m超 1,000m以下	2	1,000m超 2,000m以下	3	6	3	2桁	1.5	9.5
5	ツラシマイリ シヤヤマダ 寺島入(塩谷町)	国有地	1,000m超 2,000m以下	3	2,000m超 4,000m以下	4	6	3	2桁	1.5	11.5

④ 冠水する場所がなぜ候補地に？

○ 関東・東北豪雨の爪痕の検証

関東・東北豪雨は塩谷町にも大きな爪痕を残した。そのひとつが詳細調査候補地の冠水。

安全であるという理由で選定された場所が『冠水』した。塩谷町は町民にこのことを報告し**平成27年12月7日**に環境省に対して『**指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定結果**』を返上した。

しかし、環境省はいまだに返上を認めようとはしていない。



(2) 候補地の選定手法(安全等の確保に関する事項)

■ 基本的な考え方

- 前提として、適切な構造の施設を建設。国が長期にわたり維持管理を実施。
- 安全な処分に万全を期すため、自然災害のおそれがある地域を除外
- 施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

■ 避けるべき地域

(a) 自然災害を考慮して避けるべき地域

地形・地盤に起因する
自然災害を考慮

地すべり、斜面崩壊、
土石流、**洪水**、雪崩、
地震(活断層及びその近傍)
津波、火山噴火、陥没

(b) 自然環境を特に保全すべき地域

特に優れた自然環境の
保全に及ぼす影響を考慮

自然公園特別地域、
自然公園普通地域(国立、
国定公園)
自然環境保全地域特別保
護地区
鳥獣保護区特別保護地区
など

(c) 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

歴史上または学術上価値の高い
遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮

史跡・名勝・天然記念物の
所在地



⑤ なぜ塩谷町民が納得できないのか

○ 責任者である国の説明がない

国は塩谷町を選定する前に、矢板市を候補地として選定した。しかし、矢板市民への説明が十分でなかったとの反省から、環境省は候補地選定を見直した。

なのに、今回の塩谷町の選定においても**町民への十分な説明がなかった**。ひとつ変わったことは、県内25市長の首長を集めて会議を開催しただけ。

首長に説明したことが町民への説明になるのか。**25人/約198万人（栃木県人口）に説明したことが県民への説明になるのか。**

矢板市の選定で起こした同じミスを繰り返しているため塩谷町民は納得できない。

○ 選定作業のプロセスがめちゃくちゃです

環境省は塩谷町に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の詳細調査候補地を選定した後に、栃木県民に対して「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を開催している。

本来であればこのようなフォーラムは、候補地選定の前に実施し、県民が指定廃棄物に対する知識や情報を共有して上で、栃木県民すべての課題であるという認識を深めるべきであったはず。

その上で、指定廃棄物の処分について、栃木県においてはどのように処分をしていくのかを県民が参加した開かれたテーブルの上で議論すべきであったのではないか。

指定廃棄物最終処分場問題の解決方法

一般論

課題解決に向けたフォーラム
(県民との情報共有)

県民合意あり

市町村長による協議
(栃木県の選定手法の話し合い)

県民合意あり

選定手法についてのパブリックコメント
の実施 (県民との意見摺り合わせ)

県民合意あり

栃木県における選定手法の決定
(県民への情報提供)

県民合意あり

候補地選定結果の公表
(県民への情報提供)

塩谷町

市町村長会議の実施
(選定手法の説明のみ)

県民合意なし

選定手法の決定
(環境省)

県民合意なし

候補地選定結果の公表
(環境省)

矢板市

選定手法の決定
(環境省)

県民合意なし

候補地選定結果の公表
(環境省)

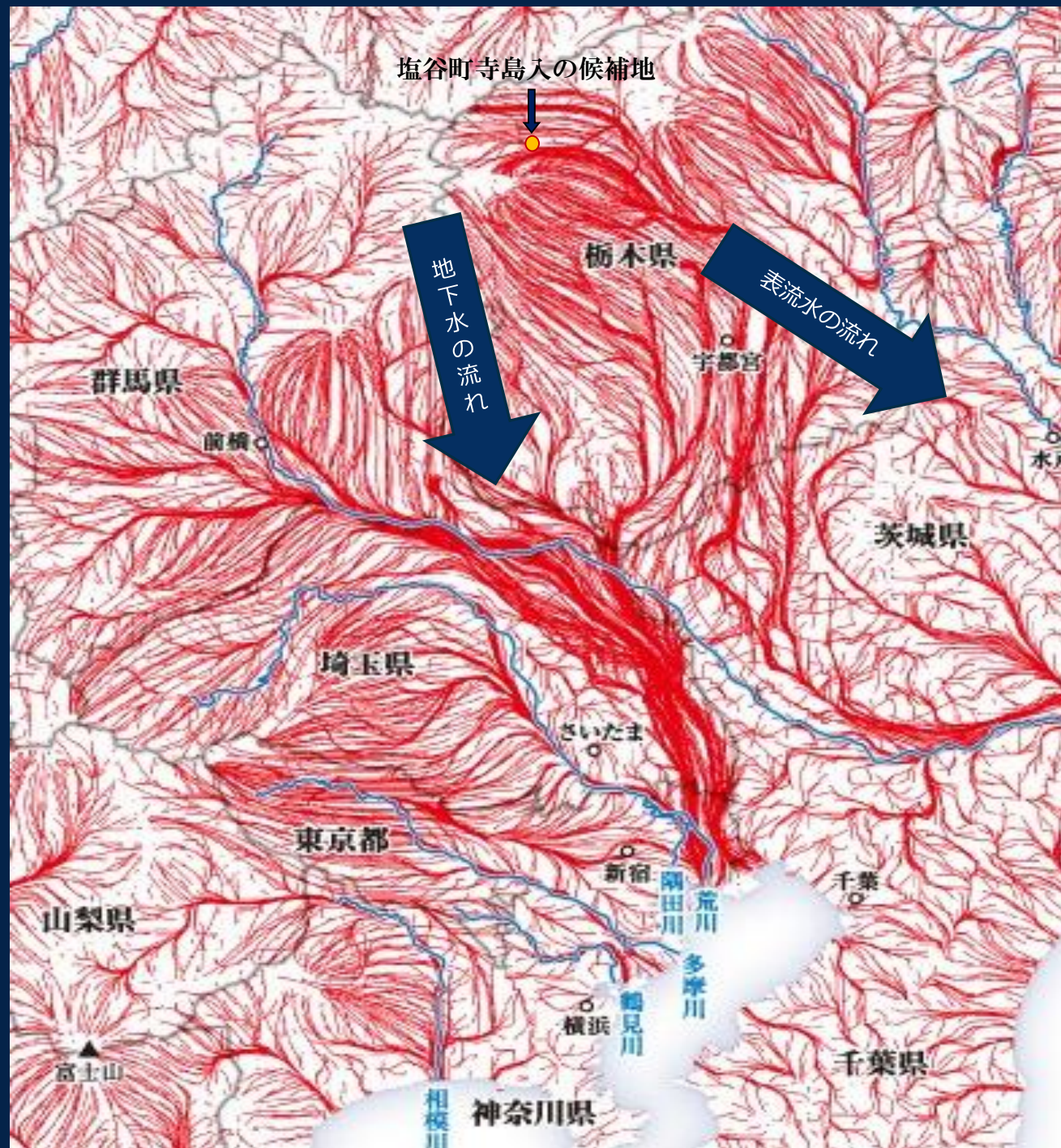
選定手法の見直し!!

県民の合意なきところで議論された内容は納得できるわけがない。
行政の効率性の都合で進めた結果に県民が納得するはずがない。
ここが、今回の住民コンセンサスを得る上での最大のミスである。

⑥ 塩谷町の環境（水）に対する思い、考え

塩谷町は太平洋へ注ぐ那珂川につながる水脈の『源流の町』として、また、東京江戸川に向かう『地下水脈の源の町』として、これまで水を大切に守り、町の財産にしてきた。

その象徴となるのが、町の北部にそびえ立つ高原山（たかはらやま・たかはらさん）に降った雨が長い年月をかけて吹き出している、全国名水百選に認定されている『尚仁沢湧水（しょうじんざわゆうすい）』である。町随一の観光資源であり、単独の湧出口としては日本一の湧水量があると言われ、日量65,000トンの水を那珂川水系荒川（※東京都の荒川とは違う荒川）と利根川水系鬼怒川に注いでいる。



地上の川とは違い、
地下水は候補地から
東京へと向かって流
れていきます。

このあたりです



NO.1 ブナ天然林の伐採事業計画

これらの水を守るために塩谷町と町民はこれまでにいくつもの開発計画を阻止してきた。その一つが林野庁との戦い。ブナの原生林を皆伐し、スギを植栽する計画であったが、天然林が豊かな水を生むことを知っている町民はそれを阻止した。

NO.2 大名沢（おおなざわ）の採石採取計画

次に待っていたのが林野を切り開き鉄道用の敷砂利を採る計画。これは相手が民間企業であったため苦労もあったが、どうにか食い止めることができた。町民は山が切り開かれることによって清らかな水を守ることができないことを知っていた。

NO.1 ブナ天然林の伐採事業計画

NO.2 大名沢（おおなざわ）の採石採取計画



「高原山の自然を守る会」が反対運動により自然破壊を阻止



塩谷町の雄大な自然を後世の代に繋ぎ届けた。

NO.3 指定廃棄物最終処分場建設計画（今回の計画）

そして、今回の指定廃棄物処分場の問題。

自然豊かな山奥に焼却炉付きの廃棄物処理場を造り、そこに放射能を含む廃棄物、いわゆる『指定廃棄物』を集約しようとしている。地中にコンクリートの部屋を造り埋め込むことになり、その量を減らすために、燃えるものは焼却により減容することのこと。

焼却炉はバグフィルターにより放射性物質の飛散を防止するので安全だと言っているが、バグフィルターの安全性については諸説があり絶対に安全であるとは言えない。コンクリートの耐久性についても諸説があり、セシウムが安全なレベルに半減するまで絶対に安全であるという確証はされていない。

大氣中に放出された放射性物質は候補地周辺の谷や溪谷を伝い下流域に流れていく可能性があり、そこには西荒川ダム（東古屋湖）がある。

また、現地は河川に隣接しており、候補地内には湧水もある。工事をすれば多くの地下水が湧き出し、現在の福島第一原発の現場と同じように地下水の処理に苦勞することが予想される。

そのような条件の中で水に弱いと言われるコンクリートが何年持つのか。ちなみにここに持ち込まれようとしている放射性物質は半減するまでに130年以上かかることが予想されている。このような難問山積の場所が適地といえるのか。

だから、清らかな水が湧き出るこの自然豊かな場所が**指定廃棄物最終処分場**
詳細調査候補地に選定されたことを**塩谷町民は納得できない**。



⑦ ではどのように解決すべきなのか

○ 現状の一時保管場所を強固化したらどうか？

当初、環境省や県は指定廃棄物の一時保管場所の脆弱性や危険性を叫び、早く県内1カ所に整備することに躍起になった。⇐**その考えが問題解決を長期化させていた**

しかし、時間の経過と共に

まずは、一時保管場所の安全安心を確保するため保管場所の強固化を図る必要がある事に気付いた。⇐**これを優先すべき**

そして、平成29年7月10日に一時保管農家を抱える関係6市町に対し、

各市町ごとに1箇所又は数カ所とする暫定集約保管（中間処理による減容化・集約化）を提案

⑧ 解決に向けて、今、やるべきこと

今回の指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定については、先に説明したように県民合意、町民合意を得ずに進めてきた、民意なき選定。

今、やらなければならないことは議論を原点に戻すこと。

国民・県民・町民に説明責任を果たし、指定廃棄物の情報をみんなで共有し、国や県の問題として考えるべき。

決して、塩谷町だけが考える問題ではないと思っている。

この問題で**苦しんでいるのは国ではなく末端の住民。政治や行政は住民を救うためにあるもの**。一部の人間だけが苦しむような不公平な社会はあってはならない。

少なくとも今、指定廃棄物問題において求められているのは、**国の責任と、国が行動する勇気**である。

⑨ 結びに・・・学生のみなさんへ

今回、塩谷町が指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定されたことにより、塩谷町の住民は**多くの事を考えるきっかけを与えてもらった。**

今までは国や県が決めたことに従えば間違いがないと思っていたが、それは大きな誤りであった。

自分たちで学習し真実を掴み、自分たちで行動していくことがとても重要である。

今、若者の政治離れや無関心が叫ばれているが、無関心では自分たちの未来を切り拓くことができない。

自分に何ができるか、自分が何をやるべきか。真剣に考えてもらいたい。

そして、**自分の考えをもち、実行する。それが未来にきつとつながる !!**

塩谷町が学んだことからの学生のみなさんへの応援メッセージ !!

みなさんぜひ一度、
自然豊かな塩谷町においでください。
お待ちしております。

ご静聴ありがとうございました。